

山形県生活保護等版レセプト管理クラウドサービス提供業務仕様書

1 目的

この仕様書は、山形県（以下、「発注者」という。）が、生活保護等版レセプト管理クラウドサービス（以下、「クラウドサービス」という。）を使用するために、当該クラウドサービスの提供業務の受注者（以下、「受注者」という。）が行うべき、必要な業務の仕様を定めるものである。

2 契約の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

3 業務の範囲

富士通エフ・アイ・ピー株式会社が開発元である「生活保護等版レセプト管理クラウドサービス RezeptPlus」の安定的かつ継続的なサービス提供を行うこと（クラウドサービスを利用するための初期導入サービス業務は含まない。導入後のサービス提供業務のみ）。

なお、クラウドサービスで利用するサービスメニューは以下のとおりとする。

【基本サービス】

月額基本サービス（1 ID・1 ブロック※付き） 一式

※1ブロックとは、レセプトデータが15万件分まで、レセプト請求月単位で60か月分まで（ただし、1年間でのレセプトの書き込み上限が3万件まで、超過した場合は新たに書き込み不能）のデータの保管が可能なディスク容量をいう。

【オプション】

①ID数追加サービス 2 ID

基本サービスの1 IDのほか、更に2 IDを追加提供すること。

②ジェネリック切替え促進資料出力機能提供サービス 30,000件/年

後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えることで削減効果が一定以上ある対象者に対し、削減効果額・切替可能医薬品の一覧表をExcel形式で出力する機能を提供すること。

③健康管理オプション

次の機能を提供すること。

- ・全体医療費における生活習慣病の割合、その構成要素（年代、性別、金額）を分析する機能
- ・生活習慣病等の疾病に係る受診の有無及び受診中断の状況を分析し、被保護者単位で集計・リスト化する機能
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく特定医療費の該当可能性のあるレセプトを抽出・リスト化する機能
- ・診療状況、処方内容、頻回・重複受診及び処方、生活習慣病の状況を被保護者単位で集計する機能

④自動点検オプション

レセプトデータの内容を点検し、過誤調整の可能性のあるレセプトを抽出する機能を提供すること。

4 クラウドサービスの提供場所

クラウドサービスの提供は、県が以下の場所に用意する端末に対し行うこと。

- ①山形県健康福祉部地域福祉推進課
- ②山形県村山総合支庁生活福祉課
- ③山形県最上総合支庁地域保健福祉課
- ④山形県置賜総合支庁地域保健福祉課
- ⑤山形県庄内総合支庁地域保健福祉課

5 瑕疵担保

- (1) 成果品に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- (2) 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、「2 契約の期間」による契約期間終了の日から1年以内にこれを行わなければならない。

6 業務従事者の適正な労働条件の確保

受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項、この仕様書に定める業務の実施に当たって必要な詳細事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議し、これを定めるものとする。